

佐賀県救護施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、救護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく施設）の施設整備のため、社会福祉法人（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発第1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。

<p>応急仮設施設整備</p>	<p>平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>
-----------------	--

(補助金の交付対象事業)

第 3 条 本補助金は、生活保護法第 4 1 条の規定により社会福祉法人が設置する救護施設に係る施設整備事業に対し交付する。

2 前項の補助金は国庫補助を伴うものとし、国庫補助とは、平成 1 7 年 1 0 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働省事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）に基づく補助とする。

(補助対象外費用)

第 4 条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額の算出方法)

第 5 条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、この条において利用する国要綱別表中「厚生労働大臣」とあるのは「知事」と読み替えて適用する。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出するものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国要綱別表 1 - 1 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法法人を除く。）の場合は寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 国要綱別表 1 - 1 の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額と、イにより算出された額とを比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、国要綱 6 (1) エに定める (ア) から (ウ) のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(2) (1) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 国要綱別表 1 - 6 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を国要綱別表1-6の第1欄に定める種目ごとに合算した額と、当該種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、4月とする。

(交付決定前着手の承認申請)

第7条 補助事業者がやむを得ない事由により前条の規定による交付の決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、交付決定前着手承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けること。

ア 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。また、当該財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(7) 第13条第2項に規定する期間内に知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、5年間が経過した後であっても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣

が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉つき郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(14) 補助対象施設の整備に当たっては、原則として佐賀県福祉のまちづくり条例に係る施設整備基準に適合させなければならない。また、同条例に係る県有施設の UD 標準仕様に適合するよう努めること。

(15) 補助事業者は、その役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(16) 補助事業者は、前号イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人であってはならない。

2 前項第 2 号又は 3 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 4 号のとおりとし、第 6 条に定める申請手続きに準じて変更承認を受けるものとする。

3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止（廃止）承認申請書は、様式第 5 号のとおりとし、第 6 条に定める申請手続きに準じて中止又は廃止の承認を受けるものとする。

（交付決定の取り消し等）

第 9 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が前条第 1 項第 1 5 号及び第 1 6 号の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前二項の規定により、交付決定を取消した場合において、県は既に交付された補助金について返還させることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、工事を着工したときは、着工した日から5日以内に工事着工報告書を、また、毎年12月末日現在の工事の進捗状況に関し、翌月10日までに工事進捗状況報告書を知事に提出すること。

2 前項の規定による工事着工報告書及び工事進捗状況報告書の様式は、様式第6号及び第7号のとおりとし、その提出部数はそれぞれ1部とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受領した日から20日以内）とし、その提出部数は2部とする。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに様式第9号による年度終了実績報告書を知事に提出すること。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第10号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第22条第2項に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第22条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間と同等の期間とする。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。